

令和３年第３回笠松町議会定例会会議録（第２号）

令和３年９月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

- １．本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応 招 議 員

議 長	6 番	田 島 清 美
副 議 長	4 番	尾 関 俊 治
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	9 番	安 田 敏 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

- １．本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出 席 議 員

応招議員に同じ

欠 席 議 員

な し

- １．地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	村 井 隆 文
企画環境経済部長	堀 仁 志
住 民 福 祉 部 長	服 部 敦 美

建設部長兼水道部長	田 中 幸 治
教 育 文 化 部 長	足 立 篤 隆
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	那 波 哲 也
総 務 課 長	佐々木 正 道
企 画 課 長	山 内 明
建 設 課 長	森 泰 人
教 育 文 化 課 長	田 島 茂 樹
学校給食センター所長	赤 塚 暢 子

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	平 岩 敬 康
書 記	大 堀 ももこ

1. 議事日程（第2号）

令和3年9月15日（水曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（田島清美君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

日程第1 一般質問

○議長（田島清美君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

一般質問は2年半ぶりぐらいになろうかと思いますが、そして古田町長が就任したときは既に議長をやっておりましたので、それから2年間ずっと議長をやっておりましたので、一般質問することができませんでした。今回初めての古田町長からの答弁をもらうわけですが、非常に楽しみで、また期待もしていきたいということを思いますので、ひとつよろしくお願いします。

今回の質問であります、リバーサイドタウンかさまつ計画について、それから笠松町国土強靱化地域計画についての2点を質問させていただきます。

まず最初に、リバーサイドタウンかさまつ計画であります、平成21年3月に策定をいたしましたリバーサイドタウンかさまつ計画では、木曽川と競馬場を核として笠松町の魅力を町外へ発信して、にぎわいのあるまちづくりを目指しました。その内容として、みなと公園にあずまやを建設し、河川環境楽園までサイクリングロードとウォーキングロードを整備する。そして、名鉄電車鉄橋の上（かみ）の河川敷に馬を放牧し、競馬場東側に乗馬クラブを設置するというものでありました。みなと公園のあずまやとサイクリング・ウォーキングロードは完成したものの、馬関係はいまだに計画はありません。

こうした中、令和2年度に国土交通省から官民連携事業として再度検討するための調査費を頂き、本年3月に議会にも報告があったとおり、国土交通省に調査結果を報告いたしました。今回の調査では、有識者による検討会を数回にわたり開催して検討をしてきました。その目玉事業として、通称三角駐車場と言われるところではありますが、埋立てをして、道の駅のような施設を建設し、交流拠点や埋立てによる敷地が5倍ほどになることから、防災の拠点としても活用できるようにするとしたものであります。そして、この計画には競馬場もセットとしておりますが、競馬関係者の不祥事により本年1月から開催できなかった競馬を、やっとのことで9月8日から再開できました。

笠松町は面積も少なく、昔、川湊として栄えた面影は全くと言っていいほどなくなり、まち

おこしやにぎわいを再現させるためには土地がありません。これを解決できる一つの手段として、笠松町の最優先施策としていただきたいと考えております。みなと公園、三角駐車場、競馬場、サイクリング・ウォーキングロードを一体として、それが実現できれば町内外の人が集まり、にぎわいを取り戻し、活気にあふれた魅力ある町となり、定住人口の拡大にもつながると考えております。

そこで、町長にお尋ねいたします。

まず最初に、国土交通省に調査結果を報告いたしましたが、それに対して何らかの回答や意見等はありませんでしたか。

次に、私が先ほど述べましたように笠松町のまちづくりにはどうしても必要で、何をさておいても最優先として取りかかる必要があると考えておりますが、町長の考え方を示してください。

次に、官民連携事業として計画を検討しましたが、既に複数の企業から関心を持たれているとお聞きしました。それはどういう事業に関心を持たれているのか、それが実現できたときはどのようにイベントなり交流事業が展開できるのかお尋ねをいたします。

次に、官民連携事業を進めるに当たってのタイムスケジュールをどのように設定されるのか、具体的にお示してください。

次に、笠松町国土強靱化地域計画についてお尋ねをいたします。

国土強靱化地域計画は、自然災害に対応するため人命を第一として、平成21年12月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布、施行されました。これを受けて岐阜県では平成27年3月に岐阜県強靱化計画を策定し、令和2年3月には第2期計画が策定されております。

笠松町では昨今の度重なる自然災害に町民の生命、財産を守る使命から、本年4月に笠松町国土強靱化地域計画を策定し、町民に安心の見える化を提供し、安全で強く、しなやかな笠松町の実現を目指すことになりました。笠松町は地理的に平たんな土地で、木曽川に沿って広がる地形で、堤防が決壊するおそれは少ないものの、一たび決壊すれば甚大な被害を受けますし、近い将来発生する確率が高いと言われている南海トラフ地震では、液状化による大きな被害が予想されております。

こうした中、気候変動が原因と思われる自然災害が毎年のように発生し、笠松町においても本年5月と8月に木曽川の水位が上昇し、水防団が巡視する事態が起きました。円城寺から河川環境楽園までのサイクリング・ウォーキングロードやみなと公園、米野、江川のグラウンド、そして緑地公園テニスコートと、河川敷の町有施設は水害を受けました。

そこで町長にお尋ねします。

まず最初に、8月の水害時は河川敷以外では被害が出ませんでしたか。聞くところによれば、

円城寺に調整池を設置されて初めての大雨でしたが、東洋染色の北側が今までも道路冠水が頻繁に起きており、その調整池により道路冠水は解消されるものと思っておりましたが、以前と変わらない状況でしたので、その機能が発揮されたのか、また現地での機能確認をされたのかお尋ねします。

次に、本年からスタートとした笠松町国土強靱化地域計画は、今年度より令和7年度までの5か年計画で、様々な災害を想定して、その対策を講じる計画となっておりますが、内容はそのとおりだと思いますが、整備とか改修といった表現になっており、5年間で具体的にどこをどうするといった計画になっておりませんので、具現化する計画にする必要があると思いますが、町長の考え方を示してください。

次に、本来災害は自助、共助、公助といった協力体制が必要と思いますが、笠松町で行うことは未然防止、災害で被災された方への避難所開設と運営、そして災害復旧です。その避難所開設と運営はさほど問題ではないと思いますし、災害復旧は災害の程度によって異なることから、今計画を示すことはできません。しかし、未然防止をどうするかは大変なことだと思いますが、町長の考え方を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 7番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 私にとっても伏屋議員さんからは、初めての質問を受けるということですので、謹んで、そして心を込めて答弁させていただきたいと思います。

町ではリバーサイドタウンかさまつ計画に基づき、みなと公園やサイクリングロードの整備を進め、平成31年のサイクリングロード完成をもって一連のハード整備に一区切りをつけ、その後の計画推進について、これまでのように行政が全てを整備し運営する手法ではなく、民間の力を最大限に活用する事業展開を検討していた中、より綿密な官民連携の導入手法の調査が助成対象となる国土交通省先導的官民連携支援事業に当計画を令和時代に対応したまちづくり計画へとバージョンアップして応募したところ、1. 小規模自治体による継続的、段階的な施設の整備、2. 地域ポテンシャル、この場合馬であります、馬を生かした経済活動の創出などの先導性、汎用性が認められ、令和2年度の支援事業24件の一つに採択されました。

当補助事業は本省の社会資本整備政策課が直轄しており、担当による進捗状況ヒアリングや報告内容へのアドバイスをいただきながら、令和3年3月に最終報告書を提出し、事業を完了させたところであります。現在、国交省ホームページにはほかの自治体とともに当町計画の概要と報告書が掲載されているところであります。

調査結果の反応であります、当補助事業は対象施設や調査の進め方などにモデル性があり、他の自治体がPPP／PFI事業導入の参考事例となることを目的としており、調査結果の実

現を必須の条件とはしておりませんが、国交省担当からはしっかりとした調査ができている、着実な計画の実現をとの意見をいただきました。また、当補助事業の基本計画の策定や応募の段階から、地元国交省出先機関である木曾川上流河川事務所とも連携し進めてまいり、計画バージョンアップの検討会やワークショップへの参加、本省への補助申請、中間報告、実績報告などに合わせて事務所とも情報共有を図ってまいりました。今年度も早々に所長を交えて調査結果の報告と今後の事業展開について意見交換会を実施しており、その後も担当者との打合せの際に河川敷での営利活動に関する緩和手法について、より当町の計画に見合った認定制度があるとのアドバイスをいただき、今年度計画していたかわまちづくり計画の登録から、都市・地域再生等利用区域の指定に変更を予定しているところでもあります。

いずれにせよ、河川敷の活用をメインとする本計画の推進には引き続き国土交通省及び木曾川上流河川事務所より多大な協力を得ながら進めていく必要があると考えております。

続きまして、三角駐車場に対する考え方についてのお尋ねでございますが、これまでも三角駐車場を埋め立てて観光施設などの整備をしてはどうかなどの多くの提言をいただいておりますが、今回の調査ではリバーサイドタウンかさまつ計画の民間主導による事業化の可能性と併せて、みなと公園周辺での防災とにぎわい機能を持った中核施設整備の検討として、三角駐車場の埋立てについても詳細な調査を実施いたしました。そして、国交省や名古屋鉄道、笠松競馬場など関係団体にヒアリングを行ったところ、埋立てに当たっては、１．施工場所が河川保全区域であること、２．線路や道路に接しており、埋立てにより隆起・沈下する可能性があり交通網に多大な影響が及ぶこと、３．約5.6万立方メートルという大量の土の確保が必要となること、４．民有地が多く、借用または買収する必要があることなどの課題が改めて洗い出されました。

調査の結果の概要につきましては、今年３月の全員協議会にて報告いたしましたが、埋立ての実現には国交省との河川協議や名鉄との鉄道協議、コストの算出及びその財源確保、交通網に影響を与えない安全な施工法など、まだまだ検討や調査を重ねなければなりません。河川法の規制や土量確保といった物理的な課題も懸案であり、さらなる国交省等の関係機関との協議や調整も必要であるため、いましばらく時間を要すると認識しておるところであります。今後の事業推進におきましては、引き続きみなと公園のポテンシャルを探ってまいりますが、その上で三角駐車場の埋立てが町全体の発展に必要不可欠と判断する際には、民間への協力や国交省への働きかけを継続してまいりたいと考えているところであります。

続きまして、今後のタイムスケジュール等につきましてはありますが、今回の調査ではリバーサイドタウンかさまつ計画事業への関心を伺うアンケートを59社の事業所へ郵送し、26社から回答をいただき、その中でも16社が実際に当町を訪れ、みなと公園などの現地確認を経て、事業に対するアドバイスや事業参入の意向などのヒアリングを実施いたしました。中でも既に

他の地域での公園等の指定管理者制度を実践している事業者や、みなと公園の出店に興味がある近隣に所在する事業者など、9社が高い関心を持っているとの結果でありました。また、みなと公園における官民連携の推進手法については、最初から関連施設などをフルスペックで整備して事業を展開するのではなく、社会実験など実施可能なコンテンツから着手する、いわゆるスモールスタートとし、その結果を検証、課題解決を繰り返して段階的にコンテンツを拡張して施設整備を図っていく積み木型スキームとの展開を説明したところ、関心が高い9社にはその手法に賛同を得たところであります。まずはその9社にお声がけをし、みなと公園の河川敷や水辺の既存施設を活用したにぎわい創出に向けたアクティビティを官民連携型社会実験としてスタートする計画をしております。

具体的には河川敷を利用してカフェやキッチンカーによる物販、事業者の運営による有料バーベキューサービス、ポニーによるホースセラピー、オアシスパークと連動したスポーツイベント、木曽川の水面を利用するカヌーやサップの体験などを社会実験としてある程度の期間継続し、その事業効果、市場性を検証したいと考えております。当初の計画ではこの秋より社会実験をスタートしたいと考えておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施が難しいと判断し、冬季の閑散期は見送り、みなと公園に再びにぎわいが戻る春頃よりスタートできればと考えております。本社会実験につきましては、最初の質問でもお答えしました都市地域再生等利用区域の指定に係る大学教授や地元町内会、商工関係、漁協、活動団体の方々などからなる協議会にて詳細な内容を検討し、地域の合意形成を得ながら進めてまいりたいと考えているところであります。

続きまして、笠松町国土強靱化地域計画についての御質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、このたびの大雨に関する経過について申し上げます。

8月13日に岐阜地方気象台から今後の大雨に関する防災事項、警報の見通しの情報提供を受け、14日には河川敷にある施設の占用時の撤去計画に基づき、優先的に撤去が必要である米野運動場のトレーラートイレ、四季の里広場の移動式トイレの移動を行いました。同日午後6時29分に河川の増水による洪水警報が発令されたことから、午後7時に災害警戒本部を設置し、気象情報及び河川の水位情報の収集に努めたところであります。この大雨では木曽川上流部での激しい降雨により、笠松水位観測所の水位が午後8時40分に水防団出動水位の11.3メートルを超え、翌15日午前3時30分には最高水位11.57メートルに到達いたしました。今回の増水による河川敷における町有施設の被害といたしましては、冠水による土砂の堆積のほか、みなと公園の移動式トイレ壁面の破損、遊具下の土砂の流出、江川のサイクリングロード沿いの木曽川右岸の侵食、勤労青少年運動場や米野運動場の道具入れ、サッカーゴールの流出、江川運動場の仮設トイレが倒れ破損するなどの被害がありましたが、幸いにも住宅への床下・床上浸水

などの被害はありませんでした。

次に、円城寺調整池の機能についてお答えいたします。

8月14日の大雨では、過去に円城寺地内で広範囲に起きたような浸水は起きておりません。下羽栗雨水幹線排水路から円城寺雨水調整池に雨水が流入したことを確認しており、機能が発揮されたものと考えております。

なお、旧東洋染色株式会社F T Cの北側の地域は南部雨水幹線排水路に排水しており、処理する区域が異なります。

続きまして、5か年計画の具体化、災害防止についてお答え申し上げます。

笠松町国土強靱化地域計画は、自然災害に対する事前の備えとし、その被害を可能な限り最小化し、被害を迅速に回復することができる強さとしなやかさを確保することを目的として策定した計画であり、計画を進める上で、町民の安全確保、自助、共助、公助の連携による地域の災害対応力の強化、既存の社会資本の効果的な維持管理、活用と、3つの重点化の柱を定め、個別政策分野7分野及び横断的分野1分野の施策ごとに様々な事業を設定しております。これらの事業は基本的に計画期間中継続して実施していくものであり、一部の施策項目においては重要業績評価指標（K P I）を設定し、目標値達成に向けて計画的に事業を進めるものであります。事業の実施に際しては、予算編成時に事業ごとに中長期的な事業経費調書を作成し、緊急度、切迫度や事業効果の大きさ等を見極め、効果的な事業の実施に努めてまいりたいと考えております。

また、大規模災害における致命的なダメージを回避する未然防止策につきましては、近年の異常気象では想定を超えるものが発生しており、ハード整備だけでは対応に限界があり、強靱化計画に沿ってハード事業とソフト事業のバランスを取りながら、ソフト面の強化を進めていくことが有効であると考えます。町民の命を守るためには、防災に対する正しい知識や自分の命は自分で守るという防災意識の向上が不可欠であります。災害に対する一人一人の心構えを高める意識啓発活動に行政が積極的に関わり、改めて示していくことが重要であります。災害を自分事として捉えていただけるような施策を、自主防災会や地域の皆さんと一緒に実施していくことが未然防止につながるものと考えます。

以上、1回目の答弁を終わらせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） 答弁ありがとうございました。

最初は、リバーサイドタウンかさまつ計画について再度質問させていただきますけれども、いろんなハードルがあるということは私も分かっておりますし、この計画をつくったからといって、また国土交通省に対してこういうふうにやりたいという思いを出したということでも、

5年や10年でそれが実現できるというふうには私も思っていない。その間にいろんな団体とのサジェスションもしながら検討を今後加えていかないかんということを先ほど町長が答弁していたとおりだというふうに私は思っております。その中で一番肝腎なのは、やはり一番大きなものになる国土交通省、そして名鉄ではないかなということをするんですけども、過去に笠松町として私も議員25年やっておりますけれども、町としてそういった国とか大きな団体に対して陳情活動をやったことないんですね。要するにやる気を見せていないんです。計画はつくるものの、その計画を実現するためにはやっぱりやる気というものを見せないと、相手方も乗ってこないというふうに思いますが、そういった陳情活動、これに対して町長はどう感じますか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私は必要とあればどこへでも出向いてしっかりと説明させていただきをお願いをさせていただくつもりであります。ただお願いしますお願いしますじゃ今の世の中なかなかうまくいきません。やはりある程度の実績と、そしてしっかりとした計画性で、その相手方にとっても魅力のあるものをお示ししないと、なかなか昨今の財政状況の中、多分いろんなところからそういった陳情が来ると思います。

その中で取捨選択してもらうためには、先ほども1回目の答弁でさせていただきましたように、今回の実証実験なり、あるいは今後のリバーサイドタウンかさまつ計画などにより、ある程度のにぎわいとか、あるいは事業の採算性、そういったものを実績と、あと数値としてしっかり示した上で説明する。そうでないと、ただお願いしますだけではなかなかほかとの競争力の面も含めて厳しいと思いますので、私の中では陳情も必要とあれば積極的にやりますが、その前提となるものをまずは進めていきたいというふうに思っております。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 先ほど町長が答弁されたとおりでありますけれども、確かに検討をいろいろ行いながら、またいろいろ社会実験なんかもやりながら、こういった方向に向かっていきたいということでの陳情活動だというふうに私も思いますし、その頃になれば具体的な計画としてお願いをしていかなきゃいかんと思うんですね。

ところが、今幸いにして国土交通省の副大臣は岐阜県の渡辺猛之さんなんですね。前に参議院の大野泰正さんも政務官をやっていたらしゃった。国土交通省とのつながりというのは、岐阜県は非常に強いということもあります。そして、名鉄の社長をしてみえた山本亜土さんは、前の広江町長の同級生なんですね。私もせんだって岐山の同窓会名簿を見たら、広江さんと3年生で同じクラスだったんですね。ですから、余計に仲がいいと。ましてやこのリバーサイドタウンかさまつ計画を発想されたのも広江町長さんだったんですね。ですから、今こういう

計画を笠松町としては考えておると。将来的に笠松町を大きく変えるためのにぎわいのある場所として、あそこを何とかしていきたいと。木曾川とみなと公園、三角駐車場、そして競馬場、こういったものを一体として笠松町の将来のあるまちづくりをしていきたいという思いだけでも関係団体に伝える。具体的な中身については、先ほど言いましたような社会実験だとか、いろんな団体との協議をした結果、持っていく。それが5年先になるのか10年先になるのか分かりませんが、そういったときの具体的な陳情は陳情として、今こういうことを笠松としてはやりたいなというやる気といいますか、そういったものを見せるということも一つの方法ではないかなというふうに私は思いますが、その辺はどうですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 議員おっしゃることはもっともだと思いますが、ただこういった問題は個人のネットワークというか、そういったものにやるのも重要かもしれませんが、今の時代果たしてそれだけでいいのかと。やはりいろんな団体を巻き込んだ上でやらなきゃいけないし、また木曾三川の公園というのはうちだけでなく各務原もあれば羽島市もあります。そうした中の位置づけというのは非常に重要でありますので、笠松町だけが、言葉は適切じゃないかもしれませんが、コネみたいな感じでやることによって、かえってまたこれまでの連携が崩れるということがあり得ますので、またそこら辺りは慎重にやらなきゃいけないと思いますし、また先ほど申し上げましたように、まずはこれは例えるなら融資をしていただくことと同じだと思います、金融機関等に。しっかりした事業計画と、そしてある程度の実績がないと国もこれはなかなか予算もつけてもらえませんし、またいろんな補助をいただけないと思います。

このやる気というのは、実績があつてのやる気です。ただやりたいやりたいでは、これは議員も御承知かと思いますが、世の中それほど甘くないと思います。ただ気持ちだけではなく、しっかりとした計画性と実績、そして多くの人を巻き込んだ上でやったほうが、確かに時間にかかるかもしれませんが、そのほうが私は確実に一歩二歩と進んでいくのではないかと思いますし、またそういった点につきましては、議会の皆さんと情報共有をしながら、また一緒になってそういった場合は力を合わせて陳情なり、また計画のときは一緒に事業者に行って、いろんなアイデアを言って共に研さんしていく、そういった土台をこれからつくっていく段階に来ているのではないかなというふうに私は考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） よろしくお願ひしたいというふうに思いますし、この計画そのものは私も6年も前からこの計画の構想を持っておったわけなんですけれども、それを実現することによって、笠松町のイメージが全く変わってくるのではないかなということを思いますし、ましてや名鉄電車という笠松駅がある。この利便性も生かしながら、笠松の活性化、昔ながらのに

ぎわい、こういったものを戻していきたいなということを思っております。

私も今7期なんですけれども、あと残りどのぐらい議員をやれるか分かりませんが、先ほど言いましたようにこれが10年先、20年先、いつになったら実現できるか分かりません。かなりの長いスパンを考えなきゃいけないと思いますけれども、議員をやっている間はこの事業に対して積極的に関わっていきたいと思いますし、私の政治生命をかけてやりたいなということを思っておりますが、町長さんもあと何年町長をやられるか分かりませんが、町長としても政治生命をかけてやっていただきたいというふうに思いますが、その辺の考え方はどうですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 最近政治生命が安売りされておりますので、こういう世の中ですね。私自身の中ではこういうのは行政主体ではなく、やっぱり民間主体でやっていただかなきゃいけないと思います。我々も議員の時代からいろんなところへ、特に伏屋議員さんはキャリアも豊富ですから全国各地を見て回っていただいていると思いますが、大体行政が主体になって成功したところというのは、本当に数えるほどしかないと思います。大方が巨大な負債を抱えて、そしてそのツケのために福祉や教育がなかなか滞ってしまっている、そういった市町村が多いと思います。

ですので、今回のリバーサイドタウンかさまつ計画も含め、これからの事業というのはやはり民が先に来て、行政はバックアップするくらいの、そういった発想でやっていかないと、私はただ気持ちだけでやるというのは、これは皆さん方の貴重な税金を使ってやる事業でありますので、これはしっかりとそういったところはやっていかなきゃいけませんし、また笠松みなと公園だけではなく、下羽栗や松枝を含めた笠松町全体で産業が潤うような、そういったまちづくりをしていく。ですので、たった1か所によって、それで笠松町がぼーんというふうに盛り上がる、そんなふうに甘いもんじゃないと思います。何はともあれ、それには多くの町民の方、あるいは事業者の方の協力と賛同を得ることが必要でありますし、そのためには私は粉骨砕身頑張っていきたいと思いますので、そして何よりもその実現には議会の皆さん方の協力が絶対的に不可欠でありますので、この場をお借りして御理解と御協力をお願いしたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 今、私は町長の強い意気込みを感じましたので、そういうことでよろしくお願いしたいと思います。

次に、国土強靱化計画なんですけど、昨今の異常気象、気候変動によって、特に木曽川水系が水位が上がってくる。私は水防団をやっているんですけども、3年ぐらい前から木曽川水系

の水位が上がってきておるんですね。やはり下呂だとか萩原、そして中津といった、要するに飛騨川と、それから木曽川の本流、この両方が大雨が降ったことによって可児で合流して木曽川の我々の前に流れてきておるんですね。下呂とか萩原、小坂、ああいったところは去年も国道が決壊をしたり、今年もまた道路が壊れたというような被害を受けているわけなんですけど、これがどんどんどんどん毎年のように肥大化してきておるというふうに思うんです。前は1時間に100ミリ降れば大変なことで、笠松町内の中でも側溝がキャパシティーをオーバーして、要するに道路冠水をするというふうに言われていたんですが、今見ていますと例えば千葉だとか埼玉というような都会ですね。ここらは1時間で30ミリでもあふれてしまう。それはどういうことかということ、側溝の排水設備が昔の基準の1時間50ミリで対応しておるんですね。それを今国土交通省は1時間75ミリに対応しなさいというふうに切替えをしなさいということをおっしゃっておるんですけれども、財源的にそれが難しいということで昔のままになっているんですね。ですから、自然災害というものが、地震もそうなんですけれども、気候変動による大雨、こういったものに対応していかなくやいかんということで、先ほど町長さんは8月のときは笠松町の中は河川敷の町有施設はつかったけれども、笠松に住んでいる人たちのところではあまり被害がなかった。確かに床下浸水とか床上浸水とかということ是一件もなかったというふうに私は思うんですが、道路冠水はあったんじゃないかなということをおっしゃるんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（田島清美君） 田中建設部長。

○建設部長兼水道部長（田中幸治君） お答えをいたします。

私も当日、前日から翌日のお昼にかけて町内のほうも定期的に巡回しておりました。実際に冠水が観測された地域はほとんどなく、伏屋議員さんが質問のときにおっしゃられたあの地域に少し確認されただけで、確かに水位は高かったですけれども、冠水の箇所はそのぐらいであったというふうには認識しています。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） せんだっての8月ときは、木曽川水系はかなり降って木曽川の水位が上がったんですけれども、長良川水系はあまり降ってなくてあまり上がっていませんでした。ですから、いわゆる境川流域は長良川のほうに落ちますので、あふれて、例えば笠松の中の側溝だとか排水路があふれてしまって道路冠水したとか、住宅まで被害が及んだということはなかったというふうに、これは私が思うだけで現実はどうかとか分かりませんが、たまたま長良川の水位がそんなに上がらなかったという偶然が重なっただけで、一たび長良川も木曽川も揖斐川もというふうに岐阜県の三大河川の流域が大量に雨が降って、3つとも水位が上がったということになれば、はけるところがないわけですね。ましてや今下羽栗も、それから松枝の

ほうも住宅開発でどんどん田んぼが減ってきております。そうすると、遊水地帯がなくなってきておりますので、どうしても排水路、側溝、こういったところに水が流れてさばいていかなきゃいかんというふうになるわけなんですけれども、どうも排水路そのものの側溝整備が笠松町は遅れているんじゃないかなということを思うんです。

そこで、この国土強靱化計画の中に書いてあるんですけれども、私も1回目の質問で言いましたように、ここの中に書いてあるのは整備するとか改修するとかということしか書いてないんですね。例えばどこどこを具体的に何年度、この5年間の間にどこどこを整備しますというような具体的な計画は持つべきではないかと。そうでないと、私どもはこれをチェックしたときに、例えば5年たってチェックしたときに、ここやってないやないかと。予算的にお金がないんでやれなかったということでは国土強靱化計画にならないと思いますので、やっぱり5年間の具体的な計画というものは持つべきではないかなということをと思いますが、古田町長どうですか。

○町長（古田聖人君） 御提言ありがとうございます。

やはり計画は具体性が必要だということはごもっともでありますので、今後現状をしっかりと調査しながら、そういったものを正確に盛り込んでいくよう努めてまいりたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） そういうことでよろしくをお願いします。

そこで、今回の質問の中ではこれ入ってなかったんですけれども、先ほどのリバーサイドタウンかさまつ計画だとか笠松町国土強靱化計画、これを進めるためにも、ほかの事業もそうなんですけれども、やっぱり財源が必要なんです。今財源というのは町民からいただく税金、そして国・県の補助金で笠松町を運営しているわけなんですけれども、やっぱり自己財源、自分たちで努力して賄えるお金は必要ではないかなと。そのためには今何があるかといったら、ふるさと納税。これは言葉は悪いんですけれども、稼ごうと思えば稼げるわけですね。昨年、2020年に全国でふるさと納税された金額が6,724億円、全国にある自治体、約1,900あるんですけれども、これで完全に割り勘しますと1自治体が3億5,000万円なんです。笠松町は昨年はふるさと納税が6,000万円。過去は最高額が8,000万円ぐらい行ったんですかね。1億円を超えたことないんですね。小さな町とか村でも10億円を超えてやっているような自治体もあるやに私聞いております。全国の情報を集めていただいて、私は10億円を目標にすればいいかなということを思っているんですが、今、町のほうでもいろいろ検討されて、返礼品目も161まで増やしてきた。それはいいんですけど、そういった努力は必要なんです、全国の小さな町や村が10億円以上やっているところを探し出して、そこで何が売れているのか。売れているのか、何を求められているのか。どういったものの返礼品をたくさん出ているのか。そういった

ものを研究しながら、笠松町でやれることはやっぱりやるべきではないかな。

ただ、泉佐野市だとか、ほかの自治体でもいろいろトラブルがあって総務省からふるさと納税の禁止みたいなことになったところもあるんですけども、そういった違法性のあることはやっちゃいけないんですけども、でも、先ほど言いましたように平均で3億5,000万円ふるさと納税をやっているわけですので、笠松町としてもまだまだ努力が必要ではないかなということと思うんですけども、その辺について町長いかがですか。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 多分10億円、15億円、そういうふうに納税が多いところというのは、海産物とか農産物とか、そういったものが非常に盛んなところではないかと思います。この辺りでいいますと、たしか飛騨市さんが10億円ぐらいいっている。やっぱりあそこは飛騨牛とか野菜とか、そういうもの。残念ながら笠松町は非常に面積が狭いですし、これといったそういう農産物、もちろん海産物もないんですが、そういった面で非常にハンデはあるんですけども、我々常に隙間を狙って、これ返礼品でいけるんじゃないかということをいつも職員に言っております。私も最近口癖は何かお話があれば、この業者の方、ふるさと納税に協力してもらえんかとか、この品、これって大丈夫なの、ふるさと納税に使えないのとか、そういうふうに常に心がけております。

気持ちはそういう気持ちでありますので、何とかもっと当たるような商品を、これはなかなか狙って当てるものではございませんので、数撃ちや当たるでヒットを探っていきたいと思えますし、そして何が一番大事かといいますと、やはり笠松町という名前を全国各地に知っていただいて、私がかねてから言っています笠松町のブランド化ですね。町そのもののブランド化をしていく、付加価値をつける。それによって笠松町は、例えばこれ競馬場しか今は正直なところないんですが、ほかにも先ほど言いましたみなと公園も含めて、笠松町はこういう町だねとか、あそこは一度行ってみたいね、将来住みたいねと、そういう人たちがたくさん増えてくれば、おのずとふるさと納税も増えてきますし、またふるさと納税だけでなく、そこに定住をしていただいたり、あるいは遊びに来ていただける、そういった交流人口も増えていくんじゃないかと思っておりますので、全体的に笠松ブランドというのを広げていきたいと思っています。それが先ほど最初にお話しさせていただいたリバーサイドタウンかさまつ計画であり、また今後の防災とか、あるいは教育、福祉、そういったものの充実、全てがそこでリンクしてつながっていくと思っていますので、また一生懸命頑張りますので、また笠松町のPRもよろしくお願ひしたいと思います。

〔7番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 伏屋議員。

○7番（伏屋隆男君） 残りが少なくなってきましたので、そういったことで笠松としてやれる

ことはやっていく。先ほどリバーサイドタウンかさまつ計画の中で町長さんが答弁されたように、行政というのは今まで入ってくるお金をいかにして使うか、いわゆる運営なんですね。これでは行政というのは、これからは駄目だと思うんですね。経営というものです。入ってくるお金も考えながら、収入を増やすことを考えて、使うほうも考えていくということをしていかないと、行政というのは立ち行かないんじゃないかなと。赤字財政で国の管理指定になってしまったような自治体も過去に2つほど例があったんですが、そういったことにならないように、ましてやお金がないからできませんというような運営でも経営でも、これは駄目だと思うんですね。やっぱり稼ぐところは稼がないといかん。そういった努力をしていただくようお願いしまして質問を終わります。

○議長（田島清美君） 次に参ります。

5 番 川島功士議員。

○5 番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、笠松中学校の制服についてと学校給食について、この2点にさせていただきます。

まず笠松中学校の制服についてですけど、現在の笠松中学校の設立は1947年、昭和22年であり、現在の制服はそのとき以来のものだろうと考えております。生まれて間もない頃のおばの写真には現在のセーラー服姿だったと写真で見た記憶があります。女子の夏のセーラー服が新しくなったのは、私が中学校に入学した年の1971年、昭和46年のことでした。これでも既に50年の歳月が流れております。冬の制服が設立当時から変わっていないとすると、74年も経過していることになります。現在、全国でも岐阜県内各地でも中学校の制服を新しくするところが増えてきています。

私は関市教育委員会と各務原市蘇原中学校に出向き、事情をお聞きしてきました。さらに岐阜市立長森中学校の事情の調査を岐阜市議会議員に依頼し、報告をいただきました。各地で様々な理由で制服の変更を考えておられるのがよく理解できました。その理由の幾つかはそれぞれの地域が違って共通、共感できる事柄が幾つかありました。私の分析では、以下のような4点が考えられます。

1 番はジェンダーに対応するため。トランスジェンダー等生物的性別と社会的性別の不一致による対応。

2 番、制服の機能に関する問題。女生徒がスカートを着用することへの機能的な不都合、つまり寒さの問題であったり、自転車通学時の問題、下着が見えてしまうなどの問題があります。

3 番として価格に対する問題。中学校進学時にかかる一時的な資金が増大する一方であり、制服に係るその割合というのは非常に高いものになっています。

4 番、これは先日NHKのテレビ番組でもやっていたんですが、校則の変更に伴うことによ

る検討ですね。そのことがあります。さらに学校長が主導的に行った地域、教育委員会が主導した場合の両方がありましたが、どちらも生徒、保護者に十分な説明と意見聴取を行っております。

各務原市蘇原中学校では前年度の7月にスタート、12月にサンプル提示を行い、翌年4月から採用を果たしております。関市においては3年後を目指し、関市立中学校制服変更夢プロジェクトとしてプロジェクト会議を既に数回開催されております。こちらは校長会が主軸で、教頭会教務主任会が教育委員会と一体となって進めておられます。そして、市内9か所の中学校全てを一斉に変更することを目指しております。

ここでは基本的な考え方として、誰もが相互に人格と個性を尊重し合い、自分らしく生きることが認め合うことのできる学校ということがコンセプトになっております。自分らしく生き生きと学校生活を送ることができるよう障壁を取り除くのは大人の責務であり、設置者の責務であると考えております。つまり男女別の制服ではどちらかをカミングアウトしなければならないということになります。このカミングアウト自体が障壁だと考えております。私が笠中生のときから女子の冬のセーラー服にはスカートではなくスラックスも認められておりました。しかし、着用していたのは短い期間に1名だけだったと記憶しています。それはあくまでも防寒対策であって、当時の学校環境の中では自由や個人の生き方の尊重というコンセプトは全くなかったと記憶しております。セーラー服にスラックスでは、戦時中のもんぺ姿をほうふつさせます。現在でもどちらでも選ぶことができる校則になっていると思いますが、男子がスカート着用は難しい環境だと考えております。

それと夏の制服、特に女子のセーラー服の必要性について議論が起こっています。現時点ではコロナ禍でもあり、体操服での通学が常態化しています。上着を脱げばそのまま夏の制服になることが望ましいのではないかと考えています。蘇原中学校ではジャケットは男子シルエット、女子シルエットの両方が用意されましたが、ボタンが付け替えられるようになり、どちらも自由に選択できるようになっています。実際に男子が女生徒というよりは、女子が男性用のシルエットを選ぶというのが結構自由な割合で混合できたと聞きました。また、10年ほど前に制服を変更した岐阜市梅林中学校では、ジャケットの下もブラウスとカッターとかではなく、ポロシャツにされております。ジャケットもウォッシュャブルにすることで、夏場でも清潔に着用することができると考えております。

さらに価格の問題ですが、現在の冬の学生服、セーラー服の笠松町内の市場価格調査を行いました。サイズやブランドによって価格に大きな差があることが判明いたしました。男子の学生服では上下セットで2万6,000円から4万円程度の価格帯でした。女子のセーラー服はスカートとセットで3万4,000円から4万5,000円と、男子より高めの設定になっていました。また、女子は夏のセーラー服も必要で、こちらも6,000円からと男子のカッターシャツに比べ倍以上

の価格差があることが判明しました。機能的、この機能的というのは、例えばジェンダーレスであったり選択の自由であったりウォッシュャブルということを意味しますが、機能的な上に価格面でも冬の上下セットで1万円台で設定ができれば、成長期の中学生の保護者にとっても大きなメリットがあると考えます。

現時点で既に笠松中学校PTAと学校間で制服についての議論が始まっていると、現PTA会長からお聞きいたしました。もちろん最終的には着用する生徒自身と保護者に委ねられると考えていますが、しかし一度決めると長く続けていくことになる事柄です。関市教育委員会が行っているような明確なコンセプトを示し、単なる流行で済ませるようなことにしてはならないというふうに考えております。さらに笠松中学校の生徒の皆さんが真剣に取り組んでおられるSDGsの側面も考えていく必要があるのではないかと考えております。さらに、もし政治として考えていくことがあれば、これは産業という側面でしょうか。学生服は岡山県倉敷市を中心とする地場産業です。岐阜ではその下請として学生服を作っておられる企業もあると聞いております。

岐阜地区はアパレル産業の集積地です。さらに岐阜県内の高校には、岐阜県立大垣桜高等学校には服飾デザイン科、多治見西高等学校には被服科があります。こうした学校と中学生がコラボレーションして、オール岐阜でジェンダーレス制服のスタンダードを岐阜発で生産し、新しい岐阜ブランドを築き上げることです。もちろんこれは笠松町だけでできる問題ではありませんが、地元でもコロナ禍の外出自粛によるアパレル製品の落ち込みにより、悲鳴を上げておられる企業もあると聞いております。こうした全てを見渡してできるのが政治の仕事だと考えております。

ここで町長、教育長にお聞きいたします。

笠松中学校で議論が始まっています制服変更について、それぞれの立場からお考えをお聞かせください。

次に、学校給食についての問題に移ります。

令和3年第2回定例会において、長野議員が不登校の児童・生徒の給食費に関する質問がありました。その答弁で、申請することによって長期欠席の給食費を免除する措置があるというふうにお聞きいたしました。

先日、中学校不登校の皆さんと保護者の方とお話しする機会を得ました。その御家庭では給食費の停止は申請していないとのことでした。理由を尋ねると、給食費を停止すると学校に行けなくなるような気になるとのことでした。

そこで、教育文化と学校給食センターにお聞きしました。現在、長期に学校を休んでおられると認定されています児童・生徒は、令和2年度が30人、令和3年度は18人とのことでした。また、この18人中給食費の停止を申請されておられる御家庭は7件だけということであります。

そうした児童・生徒の皆さんは、ほとんど3日前からこの日に登校するということはまずないというふうにお聞きいたしております。朝起きて、今日は学校へ行くと言って登校するということだそうであります。そうしたときに給食費の停止が適用されていれば、その子の給食は当然ないことになります。学校ではそんなことを心配しなくてもいいから登校してくださいねと伝えているようですし、実際に給食は用意されているとお聞きしております。学校に行って長期に休んでいる児童・生徒さんが登校してくるのは、学校にとってはこの上もない喜びであり、給食を用意することぐらい何の苦もないことであろうというふうに、先生方の情熱とか食に対する姿勢であればそうであると確信はしております。

そこで、給食は少しある予備、休んだ児童・生徒の分、学級担任や職員室にいる先生などが協力し合って捻出しているのが現状であります。こうした実態、給食停止は登校へのハードルとか、教員による給食の捻出等は教員をしています私の長男、今回伺った関市教育委員会、蘇原中学校、笠松町内の小・中学校に伺ったときにお聞きした場合でも同様の対応をされておられました。また、先生方には学校に出てくれるなら、そんなことはどうでもよいからとのことも一様にお話しされております。しかし、設置者の責務として、先生方の善意と情熱だけに頼ってもいいのでしょうか。制度として確立させていなければ給食停止になってもいいから、給食停止にしていなくても給食はちゃんと食べられますよ、安心して学校に来てくださいと言うことができないんじゃないのでしょうかと考えます。

笠松町ホームページによると、教員、児童・生徒の総数は1,791人、令和3年5月1日時点の数値がホームページに載っていますが、給食センターに聞いた給食総数は1,800人分作っているというふうに所長から伺いました。実際に必ず予備が多少はあることになっています。制度はつくってもなかなか制度を運用しなくてもその範囲内で済んでいくのだろうということは考えておりますが、予備をたくさん作ることは食材ロスにもつながり、SDGsの考え方にも反してきます。18人中7人しか給食停止を申請していないとすると、11人分の食材はロスになるかもしれないと分かっていることになります。これもSDGsの考え方に反していると考えます。何かしらの制度が必要だとは考えています。しかし、どのようにするのが最も効果的なのか。児童・生徒、保護者の皆さんの精神的安定につながっていくことができるようになるのかを調査してみてもどうでしょうか。保護者、児童・生徒の考え方をよく聞いて、安心して学校に登校でき、食材ロスを最小限に抑えられるのか、まずは調査してみてもいいかどうか。お考えをお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（田島清美君） 一般質問の途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（田島清美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

5 番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

野原教育長さん。

○教育長（野原弘康君） 川島議員の1つ目の御質問、笠松中学校の制服についてお答えをいたします。

初めに、制服が持つ意味について整理をしてみたいと思っています。日本の制服文化には歴史があって、最初に制服が導入されたのは日本の貴族階級である華族の学校としての創立された学習院で1819年、これは明治12年に男子の詰め襟学生服、ズボン、学帽の制服が制定されたと言われています。

一方、女子の制服として最初に普及したのははかまであり、戦前の日本における教育制度は小学校より上は男女別学となっており、女子は小学校を卒業すると一部の者は高等女学校に通ったようです。この女学校に通う制服として女子のはかまは1900年頃、明治後期に定着を見せたようです。男女で制服のスタートの違いがあることが、現在も男女で違う制服の着用につながっているようです。

また、大正から昭和にかけて旧制中学校や高等女学校に進学する人が増え、さらに既製服産業の発達により、洋服が庶民にも普及し始めました。それまでエリート学生やおしゃれ女学生の専有物であり、ある意味憧れを抱かせた学校制服は次第に大衆化していきました。皆が同じものを着ることが平等であるという考え方にもつながり、貧富を感じさせないという意味合いを制服に期待されるようになっていったようです。

制服の着用は当時から今日に至るまで文部省、現在の文部科学省が義務づけているわけではありません。それにもかかわらず、学生服は全国に普及し100年以上も長く続く学校制服の慣習になっており、時代に応じた民意が反映されたものであると捉えることができます。具体的には所属を明らかにすること、所属への愛着を持つこと、所属に対する誇りを持つこと、所属する者の一体感を養うことや、学生でない方にとっては入学、卒業式等も含め季節の風物詩として味わうなど、様々な意味や思いがそれを支えてきたと思っています。一方で、現代社会やSociety5.0など多様性が求められる時代に向かうに当たり、制服の没個性的な側面、費用負担の問題、LGBTQへの対応などの問題が出てきております。

笠松中学校では制服は男子用、女子用とは定めておりませんが、学生服かセーラー服を着用することになっています。それに対し、生徒や保護者から相談があればケースに応じて対応しておりますが、前述のことも含め、制服の見直しや検討することも必要な時期に来ていると考えます。

現在、笠松中学校では制服に関わり、様々な観点から検討する必要があると考えており、そ

の準備を進めているところでございます。経済的なことも含め、制服リサイクル活動等を行っていただいているPTAの役員会や委員会で、あるいは制服への様々な思いを持っていらっしゃる地域の方々が集い、御意見をいただく学校運営協議会で検討いただくことが決まっております。

それに加え、生徒がこのことを積極的に議論することを何よりも大切にしたいと考えています。制服に関する歴史や、多くの人々の思いを知り、それを踏まえた上で現在の笠松中学校の制服について思うことや考えることを交流し、視点ごとに整理をしていく。そして、生徒自身が笠松中学校の制服を着用する意味をしっかりと自覚できるようにしたいと考えています。例えば笠松中学校の制服を着ることが自分らしさを発揮できる学校、あるいは一人一人の存在を認め、互いを大切にできる学校、あるいは仲間とともに自分を高められる学校を築いていくことや、そうした学校で勉学に励んでいる自覚を促すことなどが考えられます。そして、話し合われた内容や方向について、生徒や保護者に説明し、できるだけ多くの方々の納得を得ながら進めていけたらよいと考えています。教育委員会としましても、このことは検討課題の一つであると認識をしています。誰もが自分らしく伸び伸びと学校生活を過ごせる要因の一つであるとも考えております。この機会を生徒が愛校心と誇りを持って笠松中学校に通う一助となるよう、共に考えたり助言したりして進めてまいりたいと考えております。

続いて2つ目の御質問、学校給食の一時休止中での一時的な再開に関わり、その考え及び実際の対応についてお答えをします。

議員御指摘のとおり、笠松町では令和2年度からの学校給食費の公会計化に伴い、笠松町学校給食費に関する条例が制定され、学校給食に関する手続が定められています。この制度により、長期で学校を休んでいる児童・生徒の給食費を一時停止する措置を申し出る保護者もいらっしゃいます。給食を一時停止している児童・生徒が登校した場合には、登校した日の給食の発注が間に合えば発注をします。間に合わない場合は、校内の連携により準備をしています。今までこうした対応で困ったこともなく、大きな負担もございません。それよりも議員の御質問にもございましたが、長期に学校を休んでいる児童・生徒が学校に登校したことや、あるいは給食を心配することなく食べられることは学校の全職員にとって大きな喜びであると感じているのが現状でございます。こうした現状からも、今後も同様に対応していきたいと考えております。

登校を渋る原因の一つに給食が止めてあることがもしも上げられるならば、学校からもその旨の心配をすることは全くないということを伝えていきたいと思っています。川島議員におかれましても、保護者や町民の方から相談があった場合には、学校は喜んでお子様を迎えてくれますよ、ぜひ学校の先生方と連絡を取って進めてくださいとお伝えいただければ幸いに存じます。

また、議員御提案のどのようにするのが最も効果的なのか、児童・生徒、保護者の皆さんの精神的安定につながっていくことができるのか調査してはどうかに対しましては、一人一人の児童・生徒の思いや各家庭の考え方に寄り添うことが何よりも大切であり、今後も個別に相談をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 私のほうからは、まず中学校の制服についての答弁をさせていただきたいと思います。

県内の制服の選択制につきましては、制服のある62校の県立高校で女子生徒の制服にスラックスを追加しており、公立中学校では約2割が既に導入されております。制服を変更する動きが増えている中、制服に対する考えは生徒、保護者及び学校等様々な立場から意見があるため、町独自で進めるものではなく、おのおのが話し合いを重ね、明確なコンセプトを示す必要があるものと考えます。そして、そのコンセプトに沿った制服を地元のアパレル業界より数多く提案していただくとともに、そのシェアを県内や全国に広げていただくような体制が構築できるよう各方面に働きかけてまいりたいと思っております。

続きまして、学校給食についての御質問に答弁させていただきます。

第2回定例会でもお答えしたとおり、不登校の児童・生徒につきましては学校給食の提供を受けることができないことから、学校給食停止届により学校給食の停止を希望することを可能としておりますが、このような児童・生徒が不意に登校した場合であっても、ほかの児童・生徒と区別なく給食を提供しております。給食費につきましては、給食停止届の提出があって喫食した場合には、小学生は262円、中学生は298円の1食単価に喫食した回数を乗じた額を1月の給食費として頂くこととしております。これについては、学校経由で提出される給食停止届の受付時に保護者の方に説明しております。

9月1日現在における給食実施に必要な給食数は、笠松小学校が221食、松枝小学校が555食、下羽栗小学校が305食、笠松中学校が564食で、児童・生徒の給食数の合計は1,645食、教職員を含めた全部の給食数は1,788食で、この数には不登校の児童・生徒であっても給食停止届の提出がない場合には給食実施に必要な数として含まれております。したがって、不登校の児童・生徒の給食は給食停止届がない分は残り、停止届がある分は不足することになりますが、不意に不登校の児童・生徒に登校した場合であっても、各小・中学校において不登校児童・生徒への支援を考慮した対応がされているところであります。いずれにしましても、不登校の児童・生徒に登校した際には、その児童・生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じた働きかけや関わり方が重要であると考えます。また、不登校の要因や背景は様々であり、本人はもとより、その保護者にとっても非常に繊細で細心の注意を払うことが必要な事柄

であると想像いたします。

学校給食は学校生活の一部でありますので、不登校児童・生徒に対する支援を行う中、給食提供の在り方についても教育現場との情報共有や関わりを持つことが必要と考えます。給食センターとしましては、柔軟な対応が必要な児童・生徒であるからこそ制度を設けるのではなく、今後も各小・中学校と連携をし、家庭の事情と考えを最大限に尊重した給食の提供及び費用の徴収に努めてまいりたいと考えております。

〔5 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） 御答弁ありがとうございました。

まず、最初の制服のほうから再質問させていただきますが、おおむね想像どおりの答弁をいただきましたので、これ以上何もそう大きく聞くことはありませんけれども、例えばトランスジェンダーであったりジェンダーの問題があるというのは、例えば笠松中学校であれば全体の1人とか2人とかいうことであります。この1人か2人のために全体を変えてしまうのかどうかというのは、残りの大多数の人にとって大きな問題になってしまうということもあります。だけど、今のSDGsの考え方であったり、社会の障壁を減らしていくという考え方によると、この1人のためであっても社会はそれを受け入れていくという対応もとても必要だと思います。そういうことから、1人は誰なんやということではなくて、ぜひとも生徒を含めてそういった1人をどうやって受け入れていくかということを前提に話し合っただけると今の答弁で分かりましたので、そういうことをぜひ進めていっていただきたいと思います。決して文科省がいつも言うように個別最適化された教育ということを含めると、1人であっても切り捨てない。これは後ほど取り上げる給食のことでも同じなんですけれども、1人であっても切り捨てないという社会を日本はつくり上げていくんだというところは教育の現場から始めないとなかなかできないというふうに思っておりますので、ぜひとも教育長は、これ以上制服の細かいことを言ってもあまり意味がありませんので、ただもう一つ、先ほど歴史のことを話していただきました。ステータスであったり、いろんなことがお話ししていただきましたけれども、例えば笠松中学校の制服というのは、先ほど申しましたように夏のセーラー服が変わって以来基本的には変わっていないですね。50年ぐらい変わっていないわけですがけれども、50年ぐらい変えてこられなかったというのは変える必要がなかったから変わらなかったと考えるのか、どういうことで変わらなかったんだというふうにお考えですか。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 詳しくは把握できておりませんが、まず夏のセーラー服がどうしてできたのかというところを探らないと、夏のセーラー服の意味というか、恐らく夏はどういう服装であったか分かりませんが、女子生徒が暑さをしのぐために夏用のものが必要

であったというか、そういうような意味合いだと思いますが、その意味合いが不都合ではないという、そういった皆さんの感覚というか、そういったものがあつたがゆえに今まで続いているとは私は思っています。

ただ、やはりその辺のことも機能的なことも考えてきたときに、それよりもこういったもの
がいいんじゃないかというような声があるならば、その辺の声も聞き入れながら検討していく
ということは大事なことかなというふうに思っております。

〔５番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○５番（川島功士君） ありがとうございます。

質問の中でも少し触れましたけれども、先日NHKの「クローズアップ現代」という番組で、
学校の校則についてという中で制服のことも含めて放送がされておりました。もちろん高等学
校、中学校で自らがいろいろ考えながら制服や校則を変えていくという番組内容だったと思ひ
ます。岐阜県の岐阜北高等学校のことも取り上げられていました。制服自体をなくして私服で
登校してはどうかということで、生徒会の役員が中心になって実際に実証実験をやつてアンケ
ートを取つてということをやつておられました。大部分の生徒は変えたほうがいいという、
70%ぐらいだったですかね、六十数%の生徒が変えたほうがいいというアンケート結果でした
けれども、数%、4%でしたか、の生徒が変えられると毎日服を考えなければならないのが金
額的に非常に負担になるという切実なアンケート結果が出ていたそうです。実際には、そうで
ない子たちは毎日服を考えるのが楽しくてしょうがないという女の子のインタビューも出てい
ましたし、毎日洗濯できるので清潔でいいという男の子の意見も出ていました。

しかし、生徒会としては4%の切実な思いに合わせて議論を継続して、そういう子たちにも
どんどん議論を踏み込んでいくということで、取りあへず今年度はそういう方向で進んでいる
そうなんですけれども、そういう形に生徒たちを巻き込んで、なるべく早く、しかも確実に時
代の流れに応じた姿に変わっていくことを望んでいます。先生がお話しされていたように、校
則を変えると怖かったと。それを変えたことによって学校が荒れてしまうんではないか、いま
までと違った学校になってしまうんではないかというおそれで、変えたほうがいいな。私が中学
校のときもそうでしたけど、靴下はワンポイントもあつてはいけないとか、髪の毛はこうい
ふうだとか、女子のセーラー服の下にはこういう下着を着なさいという指導もされておりました。
もちろんおへそが見えるような状態では登校するなというようなことにも当然なつており
ます。非常に厳しい、一挙手一投足に至るまで細かく注意を当時は受けていました。もう50年
前の話ですので、現代とは全然状況が違いますけれども、それから今のような状態にだんだん
少しずつそういうところでは変わってきているんだろうと思いますけれども、ぜひともそうい
った方向で学校現場を含め教育委員会も柔軟に対応していただきたいというふうに思います。

町もそれをぜひとも応援していただきたいというふうに思っております。

これ以上学校現場にあれやらすことはないですけども、あともう一つ、引き続き給食のほうの問題ですね。いろいろお話をさせていただきました。今給食が必要とあれば、間に合えば給食は手配しますという話だったんですけど、給食センターとしてどれぐらいのリードタイムがあれば1人分を確実に確保できますか。

○議長（田島清美君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

学校給食に関しまして、いろんな食材がございますので、学校のほうにはできましたら3日前までには学校を通じて給食センターへ連絡いただければ御用意できますというふうな御連絡をしております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

先ほど質問にもありましたように、例えば3日後に退院するから、病気とかがで入院して行くからという場合なら、それは対応できると思うんですけども、例えば学校に行きづらい子が今日は給食がおいしそうだから今朝起きていくというのには、全く給食センターとしては対応できない前提になっているというふうに考えてよろしいでしょうか。

先ほどの話の中で、1,700食ぐらい必要な数があるという。作っているのは1,800食というのはこの間お邪魔したときにお聞きして、多少なりとも余分があるわけなんですけど、その余分というのは各学校ごとにどれぐらいの余分を出しているんでしょうか。

○議長（田島清美君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えいたします。

先ほど御答弁させていただいたのは、原則的にはそういったことで3日前にいただければ全て準備させていただくんですけども、今までもそうでしたんですけども、もしその日の当日急に登校されましても、学校のほうで対応できております。本当に当日給食を食べる直前にお見えになっても学校給食は提供させていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ちょっとさっきの質問と違う答弁でしたが、苦しい中理解はいたしますけれども、先ほどの数値的な話をもう一度しますけれども、現在教育委員会、学校として不登校なのは今年度は18名で、給食停止しているのは7名というふうに聞いておりますけれども、残りの11名の方についてどうして給食停止をしていないかということについて、笠松町の給食センターと教育委員会としてはどのように把握しておられますか。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 把握という形ではなくて、例えば長期の学校を休んでいた子供の保護者の方に、学校から給食は切りませんかとか、そんなこと絶対言えるもんじゃなくて、学校としても来てほしいし、親さんも来てほしい。ただ、それを切ってしまうことが学校からの距離を遠ざけてしまうというような、非常に複雑な思いになるんですよね。だから、その話を切り出しているのかどうか。保護者のほうから切ってくださいとおっしゃれば、いつでもまた復活できますからということでお答えできるんだけど、そのところの保護者と教員との相談といいますか、非常に難しさがある。その延長上にそういった切っていないが給食費は払っているというところがあるというふうに捉えております。

○議長（田島清美君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

学校給食センターとしましては、学校のほうの不登校等の人数はちょっと分かりませんので、そういったことは把握しておりません。

〔5番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

大変苦しい胸の内を両方とも答弁していただいたと思います。結局悪い言い方をすると、この11人の方の実情については分かっていないと、端的に言うとか分かっていないということになると思います。ですから、質問にありましたように制度は必要だと思うが、まずはどういう思いでおられるのか、教育長言われたように、大変デリケートな問題ではありますが、一人一人に寄り添うということであるならば、きちんと学校給食は絶対にやります、どんな状態でも必ず出してみせますので停止をかけていただけませんかというふうに本来ならお願いしても僕はいいと思います。変な話、11人分はロスになることを前提に提供しておるという話になります、現実問題。

それともっと細かい話をすれば、食べれば1食幾らというふうに後の月で徴収するというお話でした。でも、その子の分は誰の分がいくのかというのは分からないわけですが、ずうっと払ってみえる方の分であれば二重に給食費を徴収することになったりもするのではないかなというふうにも考えられます。まずは細かいことは別にして、学校給食センターにも教育長さんにもお願いしたいんですけれども、必ず給食は準備するので安心してくださいと全ての方に言っていただけますか。その辺のところを再度念を押したいと思います。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） それを口に出してずばっと言えるかどうかは状況によりますけれども、でも心配しないでくださいということはきちっと伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（田島清美君） 足立教育文化部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えさせていただきます。

学校給食センターとしましても、はっきりとは言うことはできませんけれども、学校のほうから全ての届出で出てきた分については、きちんと給食の数をそろえて提供させていただきます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） 給食センターも教育長の答弁も口では言えないという答弁だったというふうに思うんですが、それで例えば休んでおられるお子さんや保護者の方が、じゃあ給食費を停止してもいいですと言えますか。面と向かって担任の先生が大丈夫です、私が何とかしますという裏打ちがないと、それは言えないと思いますけれども、今の状況ではそれ言えないですよ、教育長が言われたように。答弁の中にも川島議員さんも安心して来てくださいとおっしゃっていただければよろしいですみたいなことが書いてありましたけど、ここで御答弁いただかないと私はそういう人たちにお返事することができませんが、いかがですか。

○議長（田島清美君） 野原教育長。

○教育長（野原弘康君） 絶対用意します。お金のことと給食を食べることと確かに後ろではつながっていますけれども、子供が出てきたときに、あなたは給食費を払ってないから食べちゃ駄目だよ、そんな学校はない、あっちゃいかん。もしあれば教えてください。許せない、それは。だから、子供はいらっしゃいと、そういった気持ちが高まったときにはいつでもどうぞというふうで伝えていきたい。絶対に給食を出します。

〔5 番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 川島議員。

○5 番（川島功士君） ありがとうございます。

実際は制度が必要かもしれませんが、本当はそういう人間一人一人の気持ちというのが一番大切であって、つながっている子供たち、親さんたちというのはその気持ちがあるからこそ学校へ行けるようになるというふうに私は考えています。制度があるから学校へ行けるというもんじゃないというふうには理解しております。今の教育長のはっきりとした答弁をお聞きしまして、もし何か問題があれば教育長のところへ直接行きますので、ぜひまた今後ともそういう考え方の下で各学校を指導していただいて、子供たちが一人でも元気に学校へ出てこられるような環境づくりを一つずつでも整っていくようなことを願いまして、今回の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田島清美君） 4 番 尾関俊治議員。

○4 番（尾関俊治君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回はトンボ池についての質問をさせていただきます。

日本の野外に生息する外国起源の生物の数は、分かっているだけでも約2,000種にもなると言われています。明治以降、人間の移動や物流が活発になり、多くの動物や植物がペットや展示用、食用、研究などの目的で輸入されています。一方、荷物や乗り物などに紛れ込んだり付着して持ち込まれたものも多くあります。意図的、非意図的の違いはありますが、人間の活動に伴って日本に入ってきているという点で共通しております。

外来種の中には農作物や家畜、ペットのように私たちが生活に欠かせない生物もたくさんいます。しかし、生態系は微妙なバランスの下で保たれており、そこに外から生物が侵入してくると、生態系のみならず人間や農林水産業まで幅広くにわたって悪影響を及ぼす場合があります。もちろん全ての外来種が悪影響を及ぼすわけではなく、自然のバランスの中に組み込まれ、大きな影響を与えずに順応してしまう生物もあります。地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるものを特に侵略的外来種といい、侵略的外来種による被害を予防するために、その取扱いには十分注意が必要とされています。

笠松町では、道徳のまち笠松、トンボ池を守る会、下羽栗地区町内会、下羽栗小学校等ボランティアでトンボ池の自然環境を守ろうとして様々な活動をしていただいております。例えば2011年6月6日に下羽栗小学校6年生児童53人がトンボ池のトンボの幼虫ヤゴの放流を行ったり、2012年7月16日にトンボ池のトンボが減少しているのではないかとこの思いで竹やぶの伐採をしたり、またトンボ池を守る会を中心にトンボ池観察会、トンボ池周辺の清掃活動、トンボ池に関する調査研究、普及啓発活動等、トンボ池を人々の親しみを持てる場にし、今ある自然を守っていききたいとの思いで頑張っております。

そこで1つ目の質問ですが、過去にトンボ池のために笠松町が行ったことについて詳細にお聞かせください。

2つ目の質問ですが、現在のトンボ池の現状についてお聞かせください。

3つ目の質問ですが、現在のトンボ池には在来種、外来種の生き物が混在していると思います。2018年2月18日にテレビ東京の「池の水ぜんぶ抜く大作戦」が行われました。しかし、このことで外来種の駆除はできたのかもしれませんが、在来種も多く死んでしまいました。テレビ局や芸能人が来るとのことで、かなり人が押し寄せて池の中に入っていましたので、これは当然のことだと思います。このような方法ではなく、専門家をしっかり交えて慎重に行うことが肝要と思いますが、これからのトンボ池をどのようにしていくのか、町の方針をお聞かせください。

これで1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 尾関議員さんのトンボ池についての御質問、まず過去にトンボ池のため

に笠松町が行ったことのお尋ねについてお答え申し上げます。

まずトンボ池は大正13年頃、河川改修工事により木曽川の本流が変わり、河跡湖として残ったことが始まりと言われております。昭和48年、当時の建設省がトンボ池を埋め立てようとしておりましたが、貴重なトンボが生息しているなど、トンボ研究者等地域の意見により埋立工事が中止となり、同年トンボ天国が誕生したとのことであります。このトンボ池を含むトンボ天国周辺は、御存じのとおり河川の中の河川区域内に存在しております。そのため、このトンボ天国における整備や活動については、当時の建設省、現在の国土交通省と笠松町が様々な形で協力し行ってまいりました。ハード対策、ソフト対策と様々な整備や活動があります。また、様々な出来事がありましたが、代表的なものを紹介したいと思います。

昭和50年、北派川の改修に伴うトンボ天国への影響に配慮し、当時の建設省で造成池を人工的に整備。

昭和61年、トンボ池が岐阜県の名水に選定。

昭和62年、下羽栗小学校の児童がトンボ天国の清掃活動を実施。その後、平成24年度ぐらいまでは継続。

昭和63年、笠松町制100周年記念事業として池周辺の整備事業を立案。建設省が遊歩道などを整備し、平成元年に木曽川トンボ天国自然公園が完成。また、昭和63年の笠松町制100周年記念事業の中では、トンボ天国の環境調査を実施しており、このとき38種類のトンボが確認されました。

平成元年、当時環境庁のいきものの里に選定。この平成元年頃、池の水位の低下や富栄養化等、栄養が多過ぎることにより湿地環境の悪化が懸念され始めました。

平成8年、笠松中央公民館主催親子観察会でトンボ天国の池の自然度調べを実施しました。

平成12年、渇水対策として建設省で古池にポンプ1基を設置しました。

平成14年、晴天が続くとトンボ池の水が少なくなり、大半が干上がる様子が目立つようになったそうです。同じ年に笠松中学校1年生が総合的学習、笠松町の環境を考える班がトンボ天国で現地学習を行いました。

平成15年、町民有志によりトンボ池を守る会が設立されました。

平成17年、笠松町トンボ池周辺整備検討委員会にて、笠松トンボ天国となりました。同じ年に国土交通省で池の周辺の調査を開始し、平成19年には木曽川水系河川整備計画にトンボ池の湿地環境の再生が取り上げられました。

平成21年から平成24年まで、専門家が含まれるトンボ池等湿地環境再生検討会が計5回開催され、そこで検討された改善策の基に池の底の掘削や、富栄養化対策として池の底にある泥の除去及び竹林等の樹木伐開を実施し、トンボ類の良好な生育生息環境の改善を図りました。また、下羽栗小学校によるヤゴの放流を行う環境学習も取り組まれております。この当時の環境

調査では34種類のトンボが確認されたそうであります。この事業は環境調査等の結果から一定の成果が認められ、平成25年2月20日、木曽川上流河川事務所主催により、当時の広江正明笠松町長はじめ武藤容治衆議院議員、田中勝士岐阜県議会議員、その他多くの関係者が出席の下、下羽栗小学校体育館で完成報告会が行われました。その後、現在までは維持管理として竹林の伐採、除草作業やボランティアによるクリーン大作戦などを行ってきているところであります。

そして、現在のトンボ池の現状についてであります。長年トンボ池を個人的に調査研究している方によると、現在は外来種が非常に多く、在来種は減少している。環境が悪化しているとの御意見がありました。先日、国土交通省木曽川第一出張所に訪問し、モニタリング状況などを確認したところ、平成24年に実施した事業の完了から5年間となる平成29年度までは毎年水質検査を実施していましたが、ここ数年モニタリング等の調査を実施していない。また、笠松町でも同様にモニタリング調査等を行っていないため、現状が把握できない状況となっております。

在来種、外来種の問題についての町の方針でございますが、御承知のように国の緊急事態措置区域が適用される期間が9月30日まで延長されたことに伴い開催が遅れておりますが、緊急事態宣言明けの10月1日金曜日から10月24日日曜日まで、笠松町歴史未来館にて企画展「笠松トンボ天国はいま～生き物たちの姿を見つめて～」が開催される予定です。まさに議員の言われる、これからのトンボ池をどのようにしていくかをテーマにした内容となっております。企画展が開催されましたら、議会の皆様方もぜひ一度足を運んでいただき、今後一緒に考えていただきたいと思います。まずは今回のこの企画展を皮切りに、これからのトンボ池をどのようにしていくかを検討する組織の立ち上げを検討しております。

議員のおっしゃられたテレビ番組「池の水ぜんぶ抜く大作戦」についての御意見にもありますように、今後は生態系にできる限り影響を及ぼさない方法を検討するため、国土交通省と協力しながら専門家による組織を立ち上げ、さらにその下部組織として具体的に実行する組織の立ち上げを検討していきたいと思っております。

今回の組織の核となる専門家につきましては、昆虫、植物、河川生態、環境、外来魚、土木治水、学校教育の各分野を専門としている方をお願いしたいと考えているところであります。平成21年から平成24年にも同様の事業や組織が存在し、一定の成果を上げておりますが、その後の継続はなかなか難しいのが現状であります。そこで、今回改めて組織を立ち上げ、今後何十年、何百年と継続していける組織づくりに着手し、まずは慎重に調査研究を行いたいと考えております。以上であります。

〔4番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 本当に丁寧な答弁ありがとうございました。

トンボ池の歴史から今現在のことがよく分かりましたし、これからのトンボ池をどのようにしていくのかということも、その方針も十分に理解することができました。そして、これから始まる笠松町歴史未来館での企画展に足を運び、一緒に考えていきたいとさらに強く思いました。

それでは、再質問のほうをさせていただきます。

まず、1つ目ですが、先ほどのことを踏まえて、これからトンボ池だけでなく、その周り一帯を考えて、この場所は今でもそうなんですけれども、さらにすばらしい生きた教材になると私は考えております。これから笠松町はビオトープのトンボ池と、その周り一帯をどのように活用していくのかをお聞かせください。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） このトンボ池周辺、笠松トンボ天国はテーマとしては、野外の博物館、自然の教室、天然の美術館、安らぎの里として、町民の皆さんが気軽に遊びに来たり勉強しに来たりできるような憩いの場所にすることを目的に整備されたというふうに聞いているわけがあります。

議員も御承知のように、トンボ池周辺は比較的岐阜市や愛知県からも近い、都市部からも近い。僅かな時間で行くことができますし、また訪れたら、先ほど申し上げたテーマを誰もが納得していただけるすばらしい場所だと自負しております。以前の事業においては、下羽栗小学校とか笠松中学校でのみの学習の場となっていました。今後はそれを笠松町全体に広げていき、県内や日本でも有数のビオトープと発信していけるよう、調査研究をさらに活発化していきたいと考えているところであります。

〔4番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 尾関議員。

○4番（尾関俊治君） 前向きな答弁を本当にありがとうございました。よく分かりました。

次の再質問ですが、今でもトンボ池に外来種のブラックバスやブルーギル、ミシシippiaカミミガメを放す人がいると聞いております。それらの行為は当然阻止しなくてはなりません。そのために笠松町が住民、事業者及び町が一体となって良好な環境保全、環境に優しい循環型社会の実現を目指して環境教育や体験学習により豊かな心とふるさとへの愛着心を育てるため、自然と共生、環境保全を掲げた都市を宣言してはどうでしょうか。考えをお聞かせください。

○議長（田島清美君） 古田町長。

○町長（古田聖人君） 大変ありがたい言葉に感謝申し上げたいと思います。

これからは環境保全、環境に優しい循環型社会の実現というのは、これからのまちづくりに極めて重要で大きなテーマであるというふうに考えておりますし、また今後立ち上げを計画している専門家の組織においても、ぜひとも議論していただきたいテーマだと考えているわけで

あります。

こうした中、トンボ池を含む笠松トンボ天国をなぜ守らなければいけないのか。ただ珍しいトンボがいる、生き物がいろいろいるのではなく、このすばらしい環境を守り、そして次世代に伝えていく、その必要性を、あるいは重要性をしっかりと伝えていく、そういったことが大事ではないかと考えています。こうした環境の問題というのは、今生きている私たちだけでなく、子供や孫にもこれは影響を及ぼすことでありますので、今後新たな組織で調査研究を進めていきまして、その中で環境汚染とか外来種、在来種の問題についても具体的な取組を始めていきたいと思います。そして、そこから一つでも成果、あるいは形として調査報告等が出来上がった段階となりましたら、議員の言われました自然と共生、環境保全を掲げた都市としての宣言についても、また議会の皆様と一緒に考えていきたいと思いますので、その節はぜひとも活発な議論と御協力をお願いしたいと思っていますところであります。

〔４番議員挙手〕

○議長（田島清美君） 尾関議員。

○４番（尾関俊治君） これも前向きな答弁をありがとうございました。

トンボ池の生物多様性の保全は当然のことですが、笠松町、岐阜県、日本、世界全体の未来のことを考えて、自然と共生、共存を図って快適環境をつくり出して、循環型社会を目指した事業活動や住民生活をつくり出して、地域環境づくりに自ら積極的に取り組むことを我々議員とともに目指して頑張っていただくことをお願いいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（田島清美君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

よって、本日はこれにて延会することを決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後０時09分

